

税の申告について

2月16日(金)～3月15日(木)

確定申告の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください

問合せ先 税務課市民税担当

確定申告書は郵送でも提出できます

申告会場は、毎年、大変混雑します。本年は、セルフメディケーション税制の開始に伴い、例年以上の混雑が見込まれます。郵送または電子申告(e-Tax)をご利用ください。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告特集」ページで作成することができます。画面の案内に従って金額などを入力することで、税額などが自動計算され、申告書などを作成・印刷し、郵送で提出できます(郵送料は自己負担)。

問合せ(郵送)先 市・県民税の申告に関すること／〒350-2292(住所不要)鶴ヶ島市税務課市民税担当
 確定申告に関すること／〒350-8666(川越市並木452-2)川越税務署

申告会場と日時

場 所	受付期間	受付時間	その他
鶴ヶ島市役所 (1階ロビー受付会場)	2月16日(金)～3月15日(木) ※日曜日の受付は行っていません。	【平 日】 9時～11時 13時30分～16時 【土曜日】 9時～11時	市・県民税申告、所得税及び復興特別所得税の確定申告。 ※消費税、相続税、贈与税の申告、青色申告、分離所得の申告、国外に扶養者のいる方の申告、住宅特定改修等に伴う住宅借入金特別控除、初年度の住宅借入金等特別控除、過年度(平成29年分以外)の確定申告等は受けられません。詳細はお問い合わせください。

場 所	受付日	受付時間	その他
東市民センター	2月7日(水)、8日(木)	9時30分～11時30分 13時30分～16時	対象となる申告は、鶴ヶ島市役所と同様です。 ※本年から、受付にパソコンを導入します。これに伴い、申告会場を3会場に集約させていただきます。 ※駐車場が狭いため、つるバス・つるワゴンなどをご利用ください。
大橋市民センター	2月9日(金)、13日(火)		
西市民センター	2月14日(水)		

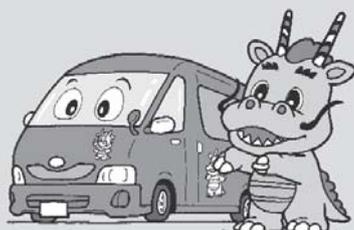
場 所	受付期間	受付時間	その他
川越税務署	2月16日(金)～3月15日(木) ※平日のみ受付。ただし、2月18日(日)、25日(日)は受付	9時～17時(受付8時30分～) ※混雑時は早めに締め切ることがあります。	確定申告全般の受付。なお、還付申告については随時受付。(問合せは、☎235-9411にダイヤル後、自動音声案内に従い「0」を選択してください) ※駐車場が狭いため、お車での来場はご遠慮ください。

つるバス・つるワゴンで出かけよう！

問合せ先 都市計画課交通政策担当

2月から、市役所などを会場として確定申告の受付が始まります。

市役所には、若葉駅からつるバスが、鶴ヶ島駅および坂戸駅からはつるワゴンが運行しています。ぜひ会場までお気軽にご利用ください。



事前の準備をお願いします

お待ちいただく時間の短縮を図るため、申告会場では、必要な書類が整っている方から受け付けます。医療費控除やセルフメディケーション税制に係る「明細書」が未作成の場合や、事業所得・不動産所得の「収支内訳書」が未作成の場合は、税額の計算ができないため、受け付けできませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

- 印鑑(スタンプ印は不可)
- 所得の計算に必要な書類
- 給与・年金所得者**…源泉徴収票(原本)、給与明細書または事業主の支払い証明書など
※源泉徴収票に記載されている住所・氏名と現在の住所・氏名が異なる場合は**住民票の写し**
- その他の所得者**…報酬の支払調書、帳簿書類など(収入金額と必要経費の分かる書類など)
- 本人名義の預貯金口座番号の分かるもの(預貯金通帳・キャッシュカードなど)
- 各種の所得控除を受ける場合は、それらの**支払証明書や領収書**など(生命保険料・地震保険料の控除証明書、社会保険料(※)・医療費の領収書)
※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料については、市役所から郵送した「社会保険料控除明細書(確定申告用)」で対応できます。
- 本人**確認書類の写し**(個人番号カード(表面)、運転免許証、保険証など)
- 番号**確認書類の写し**(個人番号カード(裏面)、通知カードなど)
- ※その他の書類は、申告する内容によって異なります。

市・県民税の申告が必要な方

- 平成30年1月1日現在、市内在住で、平成29年1月1日から12月31日までの1年間で次のいずれかに該当する方。
- (1) 営業、農業、不動産などの所得があった方
 - (2) 給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から市に給与支払報告書の提出がなかった方
 - ・給与所得、公的年金に係る雑所得以外に所得がある方
 - ・平成29年中に退職した方
 - (3) 所得控除の申告が必要な方
 - (4) 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している所得のない方または非課税所得(遺族年金など)のみの方
 - (5) 一人世帯で、所得のない方または非課税所得のみの方
 - (6) 公的年金などの収入が400万円以下で所得税の申告が不要な方のうち、市・県民税申告が必要な方の(1)～(5)に該当する方
- ※申告がない場合には、金融機関からの借り入れや就学援助制度などに使用する証明書の発行はできません。

上場株式等の配当所得などに係る住民税の課税方式の選択について

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある特定口座)に係る所得については、所得税と異なる課税方式を選択することができます。住民税申告書の備考欄にその旨を記入してください。(例：配当所得について、個人住民税は申告不要制度を選択)

医療費控除とセルフメディケーション税制

■セルフメディケーション税制は、医療費控除との選択適用であり、申告期限後の変更はできません。国税庁ホームページには、シミュレーション(試算)が可能なコーナーがあります。

■**本年から、領収書の提出は不要となりました。領収書の代わりに「明細書」の提出が必要となります。**領収書は、申告期限から5年間保存し、税務署長や市長から求められた場合は、提示または提出してください。

①医療費控除

対象 本人や生計を一にする親族のために、昨年(平成29年1月1日～12月31日)支払った医療費から、生命保険給付金および健康保険組合などからの補てん金を引いた額が、10万円(所得金額が200万円未満の場合は所得金額の5%)を超える方。

必要なもの 平成29年中に支払った医療費の**明細書(注1)**など

②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

対象 本人や生計を一にする親族のために、昨年(平成29年1月1日～12月31日)支払った特定一般用医薬品等購入費(注2)から、補てん金を引いた額が、1万2千円を超える方。健康の保持増進および疾病の予防への取組として、申告される本人が、予防接種や定期健康診断などの一定の取組(注3)を行っている必要があります。なお、取組に要した費用は、対象には

なりません。

必要なもの 平成29年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の**明細書**、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(注3)など

(注1) 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

(注2) 医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる一般用医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費。対象商品の多くに共通認識マークが入っています。また、領収書の商品名には制度の対象である「★」などの印が表示されています。

(注3) 一定の取組や書類の具体例は、国税庁ホームページをご覧ください。



障害者手当などのお知らせ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

- 市では、次のような手当の支給を行っています。

①、②、③の手当の申請については、専用の診断書の提出が必要です。
- ① 特別障害者手当**

対象 20歳以上で、身体または精神の重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある方。ただし、施設に入所中の方、3か月以上継続して病院または診療所に入院している方は、受けられません。

手当額 月額2万6810円

※所得制限があります。
- ② 障害児福祉手当**

対象 20歳未満で身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳④を持っている方。ただし、施設に入所中の方は、受けられません。

手当額 月額1万4580円

※所得制限があります。
- ③ 特別児童扶養手当**

対象 20歳未満で障害の程度がおおむね身体障害者手帳1・3級、4級の一部、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の一部の障害児の養育者。ただし、障害児が施設入所中の方は、受けられません。

手当額

重度(手当1級) 月額5万1450円

中度(手当2級) 月額3万4270円

※所得制限があります。
- ④ 在宅重度心身障害者手当**

対象者 65歳未満(現在受給中の方は65歳以上も含む)で身体障害者手帳が1・2級、療育手帳④・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級の方(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の受給者および特別養護老人ホームなどの施設入所者は除きます)。

手当額 月額5000円

※市・県民税が課せられている方は、その年の8月分から翌年の7月分まで、手当が支給停止となります。



詳細は市HPから

障害者手帳をお持ちの方へ

問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

手帳情報の更新について

障害者手帳に書かれている情報(住所、氏名など)が変わった場合には、障害者福祉課で必ず変更の手続きを行ってください。また、手帳を紛失された場合には、再交付申請の手続きをお願いします。

重度心身障害者自動車燃料助成金の請求について

重度心身障害者自動車燃料助成事業について既に登録されている方で、平成29年度の助成金の請求をされていない

要介護などの認定を受けている方が確定申告などで使用する諸証明の発行

問合先 高齢者福祉課介護保険担当

確定申告および市・県民税申告の控除で、障害者控除対象者認定書、おむつ代の医療費控除確認書が必要な方は、高齢者福祉課で申請してください。また、介護保険サービスを利用している場合、一部のサービス(条件付のもの)では、医療費控除の対象となりますので、川越税務署へお問い合わせください。

障害者控除対象者認定書

介護保険の要介護1から5の認定を受けている65歳以上の方で、要件に該当する場合には、確認書を発行します。

おむつ代の医療費控除確認書

おむつ代の医療費控除を受ける場合は、おむつ代の領収書と医師の証明書が必要です。ただし、2年目以降の場合には、医師の証明書の代わりに、要介護などの認定を受け、要件に該当する方には、確認書を発行します。



平成30年度 一時預かり保育の受付を開始します

鶴ヶ島保育所

申込・問合せ先 鶴ヶ島保育所(☎286・0551)受付時間13時～16時

普段、保育所を利用していないお子さんを、保護者の定期的な就労や急病・急用などにより、家庭で保育できない時に、一時的に保育施設でお預かりします。

ご利用の際には、事前の登録と申込みが必要ですので、平成30年度に利用する予定のある方は、必要書類を提出していただきます。事前にご相談ください。

利用できる保護者

①非定型的保育

保護者の就労、職業訓練、就学などにより継続的

に家庭で保育できない方(週3日以内(月15日以内)で継続的に預けたい方)

②緊急保育

保護者の疾病(通院)、災害、事故、出産、看護、冠婚葬祭などで緊急・一時的に家庭で保育できない方で利用日が決まっている方

受付 利用日の前月1日から開始(4月分は、3月1日(木)開始)

※ただし、非定型的保育の4月分は、2月14日(水)開始

利用定員 非定型と緊急を合わせ1日10人

対象	実施日時	保育料
1歳～就学前 (1歳の誕生日の翌日から。ただし離乳食が完了していること)	月～金曜日 8時30分～17時	1日利用 1・2歳児2000円、3～5歳児1800円(食事代含む) 時間利用 1時間500円(別途食事代200円)

民間保育施設

民間保育施設でも一時預かりサービスを行っています。利用条件や手続きなどは施設ごとに異なりますので、詳しくは直接、施設までお問い合わせください。

実施施設	対象	実施日時	保育料
笹久保さくら保育園 (☎272・3211)	1歳～就学前(利用年度の4月1日時点で1歳児以上)	月～金曜日 8時30分～16時30分	1日利用 1・2歳児2000円、3～5歳児1800円(食事代・おやつ代含む)
第二はちの巣保育園 (☎286・1110)			時間利用 1時間500円(別途食事代200円、おやつ代100円)
かこのこ保育園 (☎279・0505)	1歳～就学前 (1歳の誕生日の翌日から。ただし離乳食が完了していること)	月～金曜日 8時30分～17時	1日利用 0歳児2500円、1・2歳児2000円、3～5歳児1800円(食事代・おやつ代含む) 時間利用 1時間500円(別途食事代200円、おやつ代100円)
わかば 保育ステーション (☎271・6001)	6か月～就学前	月～土曜日 8時30分～16時30分 時間外 月～金曜日 8時～8時30分 16時30分～17時30分	1日利用 0歳児2500円、1・2歳児2000円、3～5歳児1800円(食事代・おやつ代含む) 時間利用 1時間500円(別途食事代200円、おやつ代100円) ※時間外は別途料金
ちびっくランド わかば園 (☎287・6622)	6か月～就学前	月～土曜日 7時30分～19時	時間利用 0歳児1時間950円、1歳児1時間900円、2～3歳児1時間840円、4～6歳児1時間630円(食事代別)
ベビーかろーれ (☎227・9172)	6か月～2歳	月～土曜日 8時30分～17時30分 日曜・祝日、時間外 保育は応相談	時間利用 0歳児1時間700円・5時間3000円、1～2歳児1時間650円・5時間2700円

交通事故のないまちを目指して

問合先 安心安全推進課交通安全・防犯担当

埼玉県は全国ワースト2位

平成29年12月31日現在、埼玉県内の交通事故死者数は177人で、前年同期比で26人も増加し、全国ワースト2位となっています。悲惨な死亡事故をなくすためには、一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを守ることが大切です。

ぼんやりにご注意！

漫然運転による自動車事故多発

平成29年、自動車の原因となった死亡事故で多いのは漫然運転です。漫然運転とは、ぼうつとしてしまい、「見ているけど、見ていない」運転のことです。運転に慣れると、安全確認を怠りがちになります。事故を起こしたドライバーからは、「ぶつかるまで歩行者に気付かなかった」という言葉がよく聞かれます。いつも人が通らない道でも、今日は通るかもしれないと、常に危険を予測しながら運転しましょう。

ハイビームで事故防止

夜間、対向車や前走車がない場合は、ハイビームでの走行が有効です。制限速度を守って安全に走行し、ハイビームとロービームを使い分けることで、危険に素早く対応できるようにしましょう。

ご存じですか？
自転車保険の加入義務化

近年、自転車の運転者側が加害者となる事故が全国的に増加し、高額な賠償責任の生じる事例が発生しています。自転車は免許制度がなく、子どもからお年寄りまで誰でも乗ることができますが、それはつまり、子どもでも加害者になり得るということです。

埼玉県では、「埼玉県自転車車の安全な利用の促進に関する条例」が改正され、被害者の救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、平成30年4月1日から自転車保険への加入が義務化されます。

自転車保険には様々な種類があり、新たに保険契約しなくても、すでに加入している自動車保険や火災保険があれば、その特約として契約できるものもあります。

自転車整備店で加入できるTSマーク付帯保険は、自転車本体にかける保険のため誰が乗っても適用できますが、保険期間は1年です。期限切れに気付かず乗り続けることのないよう注意が必要です。まずは、それぞれの保険の特徴をよく確認し、自分や家族の自転車の利用状況に合うものに入参しましょう。

自転車保険の加入が義務に！

平成30年4月1日から
埼玉県内で自転車を利用する全ての方が対象

対象

- ◆自転車利用者（一般家庭などで使用する場合）
※学生など未成年者が自転車を利用する場合は、保護者などに加入義務が発生します。
- ◆自転車を利用する事業者（業務として自転車を利用する場合）
※業務中の事故については、個人賠償責任保険の対象外です。
- ◆自転車貸付業者（レンタル業務として自転車を貸し付ける場合）
- ◆自転車販売店および学校
※自転車保険の加入確認および未加入時の情報提供が努力義務になります。



問合先 埼玉県防犯・交通安全課
☎048・830・2960

交通事故被害者の多くは歩行者

歩道を歩くときも注意が必要です。交通事故被害者の中で死亡者数が多いのは歩行者です。特に、高齢者（65歳以上）は全体の半数以上を占めています。

自分から自動車が見えているからといって、ドライバーも同様に自分を認識できているとは限りません。青信号で渡っていても、ドライバーの不注意で事故に遭うこ

ともあります。アイコンタクトを取るなど、相手が自分の存在を認識したことを確認してから渡りましょう。

また、夜間に外を歩くときは、明るい色の服を着用するとともに反射材を使用するなど、ドライバーから発見されやすい格好を心掛けましょう。



平成30年度 就学援助の申請受付中

問合先 学校教育課学務担当

小中学校へ通う子どものいる家庭で、経済的な理由で就学困難な方を対象に、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを援助します。

対象 次のいずれかの条件に当てはまる方

①収入が少なく経済的に困りの方で認定基準の範囲の方

②生活保護が停止または廃止となった方

③市民税が減免または非課税となった方

④国民健康保険料または国民健康保険税が減免または猶予された方

⑤児童扶養手当を受けている方

必要書類

①申請書(学校教育課にあります)

②世帯で収入がある方全員のマイナンバー(社会保障・税番号)通知カードと窓口に来られる方の身分を証明できる書類(運転免許証など)

※平成30年1月1日現在、市内に居住していない方は、平成29年中の収入を証明できる

書類が必要になります。

③印鑑

④振込先金融機関の口座番号などがわかるもの

申請期限 4月からの援助を希望される方は、3月30日(金)までに申請してください。

※4月以降も申請を受け付けますが、援助の対象は、申請書提出の翌月からになります。

申請先 学校教育課学務担当

その他 この制度は、毎年度申請が必要ですので、引き続き希望する方も必ず申請してください。



都市計画の原案の閲覧ができます

問合先 都市計画課都市計画担当

施設使用料の減額・免除団体登録申請受付中

問合先 地域活動推進課市民センター担当

減額または免除(以下「減免」)の要件を満たす団体が公共施設を使用する場合、申請に基づき、その使用料が減免されます。減免の対象となる要件は、市内公共施設や市ホームページで確認することができます。



なお、平成29年度に減免の登録をしている団体も申請が必要です。

申請期限 2月16日(金)17時までに

※期限後は、毎月末を申請の締切日とし、翌月末頃に通知します。

申請方法 各施設にある申請

市が決定する都市計画の変更案を作成するにあたり、市条例の規定に基づき、次のとおり原案の閲覧ができます。また、この原案に対して、意見書の提出ができます。

期間 2月5日(月)～19日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

場所 都市計画課

内容 南西部第一期地区地区計画の変更

書に記入し、定期的に活動している施設(登録している施設)に必要な書類を添えて提出してください。申請書のほかに必要な書類は、減免要件により異なります。詳細は、各施設へお問い合わせください。

減免登録の有効期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

※登録の決定が4月1日以降の場合には、決定日から有効となります。



詳細は市HPから

意見書の提出

対象 市内に住所を有する方および利害関係のある方

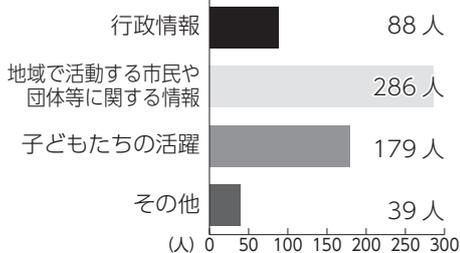
提出方法 2月5日(月)～26日(月)までに閲覧場所にある様式

に必要事項を記入の上、直接または郵送(必着)で都市計画課へ(〒350-2292住所不要)

「広報つるがしま」読者アンケート集計結果

問合先 市政情報課広報広聴担当

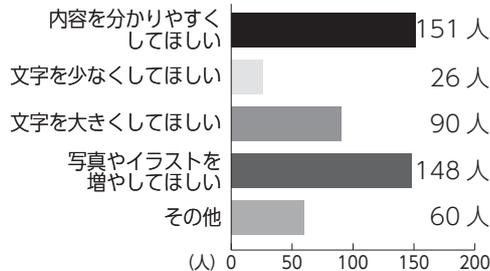
Q どのような情報をもっと掲載してほしいですか（2つまで）。



調査方法 10月号にアンケートを掲載し、市役所や各市民センターなどに回収箱を設置。また、市民センターなどで行われた講座の参加者や子育て中の皆さんにアンケートを配布。市ホームページやファクシミリでも受付。
回答数 506件（回収箱など481件、ファクシミリ1件、ホームページ24件）

より分かりやすく、親しみやすい広報紙をつくるため、9月から10月にかけて「広報つるがしま」読者アンケートを実施しました。
 ご協力いただいた皆さん、ありがとうございます。今号では、結果の一部と皆さんからいただいたご意見を紹介します（詳細は、市ホームページをご覧ください）。
 今回のアンケート結果を踏まえ、より良い広報紙づくりに努めていきます。

Q 広報つるがしまへのご要望をお聞かせください（複数回答可）。



自由意見

- ・写真だけでもカラーにしてほしい
- ・子育て情報や地域の情報をもっと掲載してほしい
- ・若い人は読むことが少ないかもしれないが、あまりにも高齢者向け過ぎる
- ・鶴ヶ島の魅力が伝わるような広報紙になるとよい
- ・ホームページで十分な情報があるののでぜひ続けてほしい。特に小さい子どもを育てているときは大変役に立った
- ・ページを増やして色々なジャンルを紹介してほしい



詳細は市HPから

水道企業団からのお願い

問合先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団浄水課(☎285・8138)

水道企業団では、水道を安心してご利用いただくため、水質検査を実施しています。

水質検査結果ガイド

日時 2月9日(金)23時～10日(土)5時

次の日程で、法定点検を行います。停電作業中および作業終了後、水道水が濁る場合がありますので、水の汲み置きをお願いします。

坂戸浄水場受電設備法定点検

検査結果は、水質検査計画とともに「2016年度版水道水水質検査結果ガイド」として、2月中旬以降に中央図書館、分室でご覧になれます。



災害時における消防用水の確保に関する協定を締結

問合先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課(☎281・3116)

被害を最小限に食い止めます

12月20日、坂戸・鶴ヶ島消防組合は、コンクリートミキサー車を所有する有限会社廣嶋建材店(鶴ヶ島市)および有限会社近藤商店(坂戸市)と「災害時における消防用水の確保に関する協定」を締結しました。

この協定により、大規模な火災が発生し、消防用水の不足が予測される場合には、コンクリートミキサー車を活用した消火活動の体制を整えることができるため、今まで以上に迅速かつ継続的な消防活動



動を行うことが可能になりました。
 今後も災害による被害軽減を図り、安全で安心なまちづくりをより一層推進していきます。